

令和2年度 第1回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町商工会 会議室

3. 出席委員 (17人)

会長	1番	先間 秀明
委員	2番	田尻 博樹
委員	3番	東 正亮
委員	5番	永吉 雄子
委員	6番	川畑 伸之
委員	7番	西登 美勝
委員	8番	池沢 清良
委員	9番	市來 真吾
委員	10番	榮 米子
委員	11番	森由 美子
委員	12番	川内 清弘
委員	13番	神田 三十志
委員	14番	幸山 利忠
委員	15番	沖 道人
委員	16番	芦村 利広
委員	17番	田畑 則仁
委員	18番	前田 博徳

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第3号 農業振興地域内農用地区域除外について

議案第4号 下限面積の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	<p>ただ今から、令和3年度第1回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全委員出席しておりますので、総会は成立します。</p> <p>それでは、会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告をさせていただきます。</p> <p>3/22 人・農地プラン検討会 J A知名事業本部運営検討会 以上です。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、17番田畑委員、18番前田委員を指名いたします。なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1番 知名字屋子母木屋〇〇187㎡を含む計2筆 6,274㎡、〇〇さんから相続により知名〇〇さん、令和2年8月29日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告第1号について、何かご意見、ご質問ありますか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ないようですので、報告第1号は終わります。</p> <p>次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 久志検字勘納原〇〇畑2,900㎡、鹿児島県与論町〇〇さんから上平川〇〇さんへの利用権の設定、合意解約をした日が令和3年4月9日、引き渡し日が令和3年4月12日です。</p> <p>農地法3条による所有権移転が出されています。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>報告第2号について、ご質問・ご意見ありませんか。</p>

	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。</p> <p>【議案第1号について朗読】</p> <p>議案第1号は、売買4件、贈与2件となっています。</p> <p>1番 大津勘字前原〇〇1,746㎡を含む計4筆 7,417㎡、売買。 譲渡人 鹿児島県奄美市〇〇さん、譲受人 大津勘〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 田皆字汐道〇〇 999㎡、売買。譲渡人 兵庫県尼崎市〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>3番 田皆字源手名〇〇 1,347㎡ 売買。譲渡人 田皆〇〇さん、譲受人 田皆〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>4番 久志検字勘納原〇〇 2,900㎡ 売買。譲渡人 鹿児島県与論町〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>5番 上平川字袋〇〇201㎡を含む計2筆 670㎡ 贈与。譲渡人 上平川〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>6番 上平川字袋〇〇 652㎡ 贈与。譲渡人 上平川〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>7番 上平川字花面〇〇395㎡を含む計9筆 9,848㎡ 贈与。譲渡人 上平川〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
5番委員	<p>1番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、主にサトウキビを作っております。現地は、まだ何も植えられていませんが、開発組合に植付作業を委託しているそうです。</p> <p>ご審議宜しく申し上げます。</p>
9番委員	<p>2番、3番説明します。</p> <p>2番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、大規模に畜産をしており、機械も揃っております。畑については、まだ何も植え付けられていませんが、牧草を植える予定です。</p> <p>3番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、サトウキビ、豆類を作っており、機械も揃っております。畑については、サトウキビの収穫後で、次は豆を作るそうです。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

1 2 番委員	<p>4 番説明します。</p> <p>譲渡人と譲受人は、叔父と甥の関係です。畑については、サトウキビの株出し管理がされてありました。</p> <p>経営状況については、上平川の担当委員からお願いします。</p>
1 4 番委員	<p>譲受人はサトウキビ、バレイショを作っております。</p> <p>機械類もすべて揃っておりますので、問題ないと思います。</p> <p>ご審議よろしくお願いします。</p>
1 4 番委員	<p>5 番、6 番、7 番 説明します。</p> <p>5 番～7 番共に、譲渡人と譲受人は親子です。譲渡人が体調を崩し営農が厳しいとのことで、農地を子に譲りたいとのことです。</p> <p>譲受人は、機械類も揃っております。畑については、5 番は野菜を作る予定で、6 番はバレイショ、7 番の畑は全てサトウキビを作る予定とのことです</p> <p>ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何か聞きたいことはございませんか。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第 1 号は許可決定といたします。</p> <p>次に、議案第 2 号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第 2 号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。</p> <p>今月は利用権設定が 7 件です。</p> <p>【議案第 2 号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1 番 1～8 屋子母字前ノ当〇〇162㎡を含む計 8 筆 8, 831㎡ 使用貸借 10年の新規設定となっております。</p> <p>2 番 1 田皆字儒地〇〇 1, 213㎡ 使用貸借 10年の新規設定となっております。</p> <p>3 番 1～12 田皆字儒地〇〇2, 784㎡を含む計12筆 23, 654㎡ 使用貸借 10年の新規設定となっております。</p> <p>4 番 1 黒貫字窪田〇〇 541㎡ 貸貸借 10年間の新規設定となっております。</p> <p>5 番 1～4 瀬利覚字大堂〇〇1, 100㎡を含む計4筆 13, 213㎡ 貸貸借 3年間の再設定となっております。</p>

	<p>6番1～2 黒貫字喜昌〇〇4,495㎡を含む計2筆 5,743㎡ 使用貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>7番1～2 瀬利覚字大平宗〇〇443㎡を含む計2筆 4,949㎡ 使用貸借 10年間の新規設定となっています。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
3番委員	<p>1番</p> <p>貸人と借人は叔母と甥の関係です。借人は、父親が体調を崩し帰ってきて就農しました。現在、認定新規就農者の認定を受けて頑張っております。親の経営を引き継ぎ、畜産、サトウキビ、バレイショを作っており、機械類も親から引き継いでおります。今回、利用権の設定をすることになりました。</p>
9番委員	<p>2番、3番説明します。</p> <p>2番、3番の貸人は借人の両親になります。借人は、さとうきびを栽培しており、ハーベスタ所有し収穫作業の受託もしております。農機具も全部揃っています。</p>
17番委員	<p>4番説明します。</p> <p>貸人と借人は知人になります。借人は、畜産農家で機械類も全て揃っております。現地は、牧草が植えてありました。</p>
14番委員	<p>5番</p> <p>貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者で畜産とバレイショを作っており、機械類も全て揃っています。畑は牛舎の近くで、牧草とバレイショを作る予定です。</p>
18番委員	<p>6番、7番説明します。</p> <p>6番の貸人は借人の義理の母、7番の貸人と借人は夫婦です。借人は、サトウキビ専作農家で、ハーベスタ所有し収穫作業の受託も行っており、機械類も全て揃っております。</p>
議長	はい、それでは、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)

議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第2号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定といたします。
議長	議案第3号 農業振興地域内農用地区域除外について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号 農業振興地域内農用地区域除外について、説明します。</p> <p>【議案第3号について朗読】</p> <p>議案第3-1号</p> <p>申請人 東京都世田谷区〇〇さん、土地の表示が知名町屋子母字後ン当〇〇畑685㎡うち4㎡、事業計画、施設概要が携帯電話基地局です。資金計画は、必要経費として賃借料〇〇円、建築費〇〇円、全て自己資金の予定です。</p> <p>議案第3-2号</p> <p>申請人 東京都世田谷区〇〇、土地の表示 知名町芦清良字前田〇〇685㎡うち4㎡、事業計画、施設概要が携帯電話基地局です。資金計画は、必要経費として賃借料〇〇円、建築費〇〇円、全て自己資金の予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	議案第3号について、ご意見・ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号は承認といたします。</p> <p>次に、議案第4号 下限面積の設定について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号 下限面積の設定について、資料の説明。</p> <p>下限面積については50㊦となっており、毎年審議することとなっております。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>毎年、下限面積の設定について審議しております。</p> <p>事務局の説明に関して、何か質問はございませんか。</p>
	(なしの声あり)
議長	<p>下限面積を50㊦で進めてきましたが、特に問題もなかったと思います。本年度についても、現状のままの50㊦で設定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	はい、有難うございます。知名町としての下限面積については、現状どおり50アールとします。
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 それでは、その他について事務局からお願いします。
事務局	次回総会 5月25日午後1時30分から予定しております。 年間の活動スケジュールを配布してありますので、目安にしてください。
議長	以上で、第1回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦勞さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 3年4月26日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 田 畑 則 仁

署名委員 前 田 博 徳